

○宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程

昭和60年9月10日

訓令第9号

改正 昭和62年3月31日訓令第10号
昭和63年1月18日訓令第1号
昭和63年8月19日訓令第11号
平成元年3月28日訓令第7号
平成4年3月30日訓令第11号
平成8年4月11日訓令第9号
平成8年4月30日訓令第11号
平成11年8月3日訓令第15号
平成11年8月17日訓令第17号
平成12年3月31日訓令第4号
平成12年6月13日訓令第28号
平成14年3月26日訓令第6号
平成15年4月4日訓令第11号
平成16年8月2日訓令第16号
平成19年3月30日訓令第15号
平成19年4月27日訓令第25号
平成21年3月31日訓令第8号
平成22年10月18日訓令第20号
平成25年1月7日訓令第1号
平成25年5月21日訓令第22号
平成28年6月13日訓令第13号
平成29年8月21日訓令第18号
平成30年2月22日訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、本市が行う指名競争入札等に関する基本的事項を定め、業

者の指名等を公正に行うとともに事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(審査委員会の設置)

第2条 業者の指名等に関し、必要な事項を審査するため、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(組織)

第3条 審査委員会は、第1審査委員会及び第2審査委員会とし、その組織は、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1) 第1審査委員会

委員長 副市長

副委員長 総務部長

委員 企画部長、市民経済部長、福祉推進部長、健康推進部長、建設部長、基地政策部長、上下水道局長、教育部長

(2) 第2審査委員会

委員長 総務部長

副委員長 総務部次長

委員 企画部次長、市民経済部次長、福祉推進部次長、健康推進部次長、建設部次長、基地政策部次長、上下水道局次長、消防本部次長、教育部次長及び指導部次長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(職務)

第5条 審査委員会は、それぞれ次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

ただし、上下水道事業関係については、上下水道事業管理者の依頼により行うものとする。

(1) 第1審査委員会

第8条第1号から第3号まで及び第5号並びに第9条に規定する事項

(2) 第2審査委員会

第8条第4号及び第5号並びに第9条に規定する事項

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長がその都度招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、当該事案に関し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審査願)

第8条 事業担当課長は、次の各号に掲げる事項の指名競争入札参加者の指名にあたっては、指名競争入札参加者審査願(様式第1号)を審査委員会に提出し、審査に付さなければならない。

(1) 設計価格1,000万円以上の工事請負に関するもの

(2) 設計価格500万円以上の設計及び測量等各種建設コンサルタント業務の委託に関するもの

(3) 見積価格2,000万円以上の物品購入、清掃及び警備業務委託、製造の請負、賃貸借、施設維持管理その他契約に関するもの

(4) 見積価格300万円以上2,000万円未満の物品購入、清掃及び警備業務委託、製造の請負、賃貸借、施設維持管理その他契約に関するもの

(5) その他市長が必要と認めるもの

(不正行為の審査等)

第9条 事業担当課長は、不正又は別表に掲げる事項の一に該当する事実があると認めたときは、速やかに不正行為報告書(様式第3号)により市長又は上下水道事業管理者に報告するとともに不正行為審査願(様式第4号)により審査委員

会の審査に付さなければならない。

(報告)

第10条 委員長は、審査委員会で審査したその結果を、審査結果報告書(様式第5号)により、市長又は上下水道事業管理者に報告しなければならない。

(業者の指名及び処分等)

第11条 市長又は上下水道事業管理者は、前条の規定により報告を受けたときは、業者の指名及び処分を決定するものとする。

2 指名停止の基準は、別表に定めるとおりとする。

3 指名停止の起算日は、処分を決定した日からとする。

(指名停止の通知)

第12条 市長又は上下水道事業管理者は、前条の規定により指名停止の処分を決定したときには、指名停止通知書(様式第6号)により当該業者に通知するものとする。

(入札等執行依頼)

第13条 事業担当部長は、指名競争入札を執行する場合は、入札等執行依頼書(様式第7号)を総務部長に提出するものとする。

(庶務)

第14条 第1及び第2審査委員会の庶務は契約検査担当部課において処理する。

(委任)

第15条 この訓令に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会の議を経て定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 宜野湾市指名競争入札参加者の指名に関する審査会規程(昭和53年宜野湾市訓令第11号)は、廃止する。

附 則(昭和62年3月31日訓令第10号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年1月18日訓令第1号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年8月19日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月11日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成8年4月30日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年8月3日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年8月17日訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程の規定は、平成11年7月1日から適用する。

附 則(平成12年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月13日訓令第28号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月26日訓令第6号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月4日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年8月2日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第15号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月27日訓令第25号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月18日訓令第20号)

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成25年1月7日訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月21日訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月13日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年8月21日訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年2月22日訓令第4号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第9条、第11条関係)

指名停止基準事項	停止期間
1 契約の履行に当たり、故意又は過失により、工事若しくは製造及び受託業務等を粗雑にし、物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者	3箇月以上9箇月以内
2 競争入札又はせり売りにおいてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者	3箇月以上12箇月以内
3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約の履行すること	2箇月以上12箇月以内

とを妨げた者	箇月以内
4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者	2箇月以上6箇月以内
5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者で次に掲げる者	
(1) 入札し、落札決定したにもかかわらず、契約締結を拒んだ者	3箇月以上12箇月以内
(2) 契約書の規定に基づき、当該業者の責により契約を解除された者	6箇月以上12箇月以内
6 業務に関し、法令又は契約に違反し、契約相手方として不適当であると認められたとき	1箇月以上6箇月以内
7 業務に関し、暴力、贈賄等不正行為により起訴された者及びこれらの者を代理人、支配人その他相当の地位にある者を使用人として使用している者	3箇月以上12箇月以内
8 請負業者の責に帰す理由により、工事現場等において重大な事故を発生させた者で次に掲げる場合	
(1) 死亡者を出したとき	3箇月以上6箇月以内
(2) 負傷者を出したとき	1箇月以上3箇月以内
(3) その他重大な事故を発生させたとき	1箇月以上3箇月以内
9 市工事の施工に関し、工事の全部又は大部分を注文者の書面による承諾を受けることなく、一括して第三者に請負わせ、又は請負った場合	1箇月以上6箇月以内
10 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から12箇月を経過し、かつ改善され

	たと認められるまで。
11 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内
12 有資格業者又は有資格業者の役員等が、いかなる名義をもつてするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内
13 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団の関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
14 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
15 有資格業者又は有資格業者の役員等が、市発注工事に関し、暴力団関係者から不当介入を受け、又は不当介入による被害を受けたにもかかわらず、市への報告及び所轄の警察署への通報を怠ったとき。	2箇月以上6箇月以内
16 その他審査委員会において指名停止の措置を必要と認めた者	1箇月以上6箇月以内

様式第1号(第8条関係)

第 審査委員会委員長 殿

指 名 競 争 入 札 参 加 者 指 名 審 査 願

担当部

事業名

担当課

会計名

課所名

氏 名

印

支出科目 款 項 目 節 細 節

事 項 予算番号

等 級 特A・A・B・C・D(工事請負のみ)

事業区分 国県補助・市単独

業 種

頁

指名基準書及び過去の業務状況調査

業者番号	商 号 又 は 名 称 所 在 地	代 表 者 電 話 番 号	資 本 金 自 己 資 本 金	営 業 年 数	格 付 等 級	直 前 2 ケ 年 間 の 年 間 平 均 完 成 工 事 高 又 は 売 上 総 額	職 技 術 員 数 一 般	退 雇	直 前 2 ケ 年 間 の 落 札 件 数 及 び 落 札 金 額	本 年 度 指 件 数	本 年 度 の 落 札 件 数 及 び 落 札 金 額	過 去 落 札 の 履 行 成 績 に 対 する 所 見

単位：千円

様式第3号(第9条関係)

平成 年 月 日

宜 野 湾 市 長
上下水道事業管理者 殿

課長 印

不正行為報告書

登 録 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
許 可 番 号	大臣 知事第 号
許 可 年 月 日	平成 年 月 日
関 係 事 業 名	
不正行為発生場所	
不正行為発生日時	
(内容)	

様式第4号(第9条関係)

平成 年 月 日

第 審査委員会委員長殿

課長 印

不正行為審査願

下記のとおり業者の不正行為がありましたので、審査願います。

記

- 1 登 録 番 号
- 2 商号又は名称
- 3 代 表 者 氏 名
- 4 所 在 地
- 5 別 添 書 類 不正行為報告書

様式第5号(第10条関係)

平成 年 月 日

宜 野 湾 市 長
上下水道事業管理者 殿

第 審査委員会委員長 印

審 査 結 果 報 告 書

第 回第 審査委員会における審査結果を、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日 () 午前 午後 時 分
- 2 場 所
- 3 議 題 (議題第 号)
- 4 出席委員
- 5 庶 務
- 6 経 過
- 7 結 果

様式第6号(第12条関係)

宣 第 号
平 年 月 日

殿

宜 野 湾 市 長
水道事業管理者

指 名 停 止 通 知 書

宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程第11条の規定に基づき、指名停止の処分を決定したので、同規程第12条の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 停止期間
- 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 停止理由

様式第7号(第13条関係)

平成 年 月 日

総務部長 殿

部長 印

入 札 等 執 行 依 頼 書

下記のとおり、入札等の執行を依頼します。

記

- 1 件 名
- 2 工 期 日間
- 3 支 出 科 目 (会 計 款 項 目 節)
- 4 現 場 説 明 平成 年 月 日 () 午前 時 分
希 望 年 月 日 午後
- 5 入札希望年月日 平成 年 月 日
- 6 前 金 払 適用する 適用しない
- 7 部 分 払 適用する 回 適用しない
- 8 最低制限価格の設定 ある なし
- 9 標準契約書に対する特約条項 ある なし
- 10 議会議決の要否 要 否
- 11 文 書 番 号 新規 番
- 12 別 添 書 類
- (1) 予定価格調書
- (2) 指定業者確定書の写し
- (3) 随意契約に付する場合、その理由
- (4) 見積書
- (5) その他

様式第 1 号(第 8 条関係)

様式第 2 号 削除

様式第 3 号(第 9 条関係)

様式第 4 号(第 9 条関係)

様式第 5 号(第10条関係)

様式第 6 号(第12条関係)

様式第 7 号(第13条関係)